

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年3月19日
【発行者名】	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Western Asset Management Company Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 チャールズ A. ロイス デ ペレス (Charles A. Ruys de Perez)
【本店の所在の場所】	イングランド、EC2A 2EN、ロンドン、プリムローズ・ストリート、 エクスチェンジ・スクエア10 (10 Exchange Square, Primrose Street, London EC2A 2EN, England)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 同 廣本 文晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 廣本 文晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ - WA バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型） (Western Asset Offshore Funds - Western Asset Bank Loan (Multi-Currency) Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

ブラジルリアルクラス受益証券：40億米ドル（約4,184億円）を上限とする。

米ドルクラス受益証券：40億米ドル（約4,184億円）を上限とする。

円クラス受益証券：4,000億円を上限とする。

豪ドルクラス受益証券：40億豪ドル（約3,015億円）を上限とする。

（注1）各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「**クラス通貨**」という。）とするが、表示通貨については、ブラジルリアルクラス受益証券および米ドルクラス受益証券は米ドル建てとし、円クラス受益証券については日本円建てとし、ならびに豪ドルクラス受益証券については豪ドル建て（以下、個別にまたは総称して「**表示通貨**」という。）とする。

（注2）特段の記載がない限り、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝104.60円および1豪ドル＝75.37円による。

（注3）サブ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ブラジルリアルクラス受益証券および米ドルクラス受益証券は米ドル建て、円クラス受益証券は日本円建て、ならびに豪ドルクラス受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドル貨、円貨または豪ドル貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入してまたは切り捨ててある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月30日に提出した有価証券届出書（2020年12月21日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（5）開示制度の概要」について、2020年7月31日付で監査人が変更されていたにもかかわらず、当該情報の入手ができなかったため、監査人の情報が誤っていましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）下線は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（5）開示制度の概要

<訂正前>

①ケイマン諸島における開示

（i） ケイマン諸島金融庁に対する開示

（中略）

サブ・トラストの監査人は、2013年11月8日付でプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所からケーピーエムジー（KPMG）ケイマン諸島へ変更された。サブ・トラストの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

（後略）

<訂正後>

①ケイマン諸島における開示

（i） ケイマン諸島金融庁に対する開示

（中略）

サブ・トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。サブ・トラストの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

（後略）